

令和3年4月23日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第135回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、全員おそろいのようなので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第135回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず、初めにウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れてしまうおそれがございます。発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

議事に入ります前に臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

3月をもって田島臨時委員がご退任され、4月から新たに就任されました関臨時委員でございます。

【関臨時委員】 こんにちは。近海郵船の関でございます。音声届いておりますか。

【岡村労働環境技術活用推進官】 届いております。

【関臨時委員】 4月1日に前任の田島を引き継ぐ形で着任しております。日本船主協会内航委員会の委員も田島を引き継ぐ形となっており、この船員部会も参加させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【岡村労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。また、事務局を務めさせていたでいる海事局に人事異動がございますので、紹介させていただきます。

船員政策課、高菜課長補佐です。

【高菜船員政策課課長補佐】 船員政策課で有田の後任として参りました高菜と申します。こちらに来る前は金沢市役所のほうで、3年間、企画部門や交通部門に携わってございました。

海との関わりということでは、以前に海上保安庁にいたことはございますけれども、久方ぶりですので、以後どうか皆様、よろしく願い申し上げます。

【岡村労働環境技術活用推進官】 以上となります。

それでは、本日は委員及び臨時委員総員19名中18名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、議題1の審議事項でございます。「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に議題2の審議事項でございます。「無料の船員職業紹介事業の許可について」、これも事務局よりご説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対

する無料の船員職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか、海員組合、平岡でございます。

【野川部会長】 平岡委員、お願いいたします。

【平岡臨時委員】 ありがとうございます。前回の船員部会におきまして、野川部会長より、船員部会は海事政策の中の船員政策に特化して置かれた審議会であり、その管轄すべき対象、事務局として対応すべき内容も限定されていると。したがって、船員政策に直接関係がなく、責任を持った検討ができない場合については原則として論議することにはならない。ただし、議題が全て終了し、船員政策に関する意見・発言がない場合、海事政策など発言があった場合、船員部会長が適切と判断した場合許可すると、そのことに関しては変わらないとの発言がございました。

部会長がおっしゃるとおり、海事政策に船員政策も含まれております。そういう意味では、部会長もご存じのように、船員政策と言っても幅が広いわけで、国際・国内物流、旅客輸送などそれぞれ部門があり、さらにそれは、海事政策に大きく影響する船員政策、船員の労働環境にも影響が出てきています。そのような意味合いから労働者側委員として、船員問題に関する観点から意見や発言を行ってきております。

しかしながら、前回の部会では私の発言が船員政策、船員問題に関係がないのごとく、今後そのような発言をしないようにとも取れる、これまでとは異なる対応をされたことは、違和感も覚えるとともに理解に苦しむところです。

繰り返しになりますが、これまでも船員政策、船員問題に関連する観点から発言をしております。部会長におかれましては、労働者側の意見を遮るのではなく、従来と変わりなく、その意見、発言をお聞きいただき、船員政策、船員労働などの共通認識が図れますよう、部会長の議事回しのほど、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 平岡委員、ありがとうございます。平岡委員のご認識と私が前回申し上げたこと、特に矛盾があるものとは考えておりません。私は前回、平岡委員に対して、そのような発言は控えるようにというふうに申し上げた覚えはございませんで、ただ、あの場を機会として、仮にカボタージュ政策そのものについて特化して、例えば船員問題と

切り離して議論するようなことが生じるとすれば、それはあってはならないという趣旨を申し上げたものであって、もちろん船員政策といっても関連する様々な海事政策がございますので、そういった中で、様々なご発言があることは了解しております。

ただ、グレーゾーンもございますね。それはそれぞれの立場によって、いや、船員政策に関係があるじゃないか、いや、それは薄いじゃないかと、そういうようなグレーゾーンに関しては私として判断をさせていただくと、こういうようなことであって、決して平岡委員のおっしゃるような危惧が実際に起こるような方向での対応はするつもりはございませんので、その点をご理解いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

【平岡臨時委員】 それでは、今、部会長のほうからお話がありましたように、我々も結局船員に関連する中身の中で発言しておりますので、従来通りそれを遮るようなことはない、という理解でよろしいですか。

【野川部会長】 その従来どおりという意味が、当然そこで変わってくるかとは思いますが、先ほど繰り返しましたように、船員政策に関連する形で様々な問題があることは了解しておりますので、それについてご発言することを妨げるものではございません。そのグレーゾーンについては、様々なこれから具体的にご発言があった中で判断をさせていただきたいということでございます。

【平岡臨時委員】 それでは、今おっしゃった通りの議事回しをしていただくようお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【松浦臨時委員】 部会長、松浦です。よろしいでしょうか。

【野川部会長】 松浦委員、お願いします。

【松浦臨時委員】 今、平岡委員のほうからちょっと話がありましたけれども、前回の話も、船員政策と全く切り離した話ではないと思っていますし、それは今までも船員部会の中で検討される部分については、船員に全く関係のない事柄について発言をしたこともございませんし、あってはならないというふうに思っておりますけれども、前回ちょっと部会長のほうからお話があった部分については、私も今まで部会長のほうからこのようなお話を聞いたこともございませんでしたので、再任をされて、一定の発言内容を制限されるような感じなのかなというふうにちょっと危惧はしたんですけども、今も部会長からお話がありましたように、船員に関する発言も前回もできましたし、しっかり議論もできたというふうに私は思っておりますので、何も今までと変わってないというふうに確認をさせ

ていただいたと私は思っております。

それから、この船員部会についてなんですけれども、船員の立場で、海事局の皆さんと話をすることがこの場しかございませんので、これからも、この船員部会の場で船員に関する事項については、海運政策全般に含めてお話をさせていただきたいと思っております。

それから、1点、議事の進め方で、限られた時間内で終わらせなければならないということは、制約があっても仕方ないと思いますし、できるだけ予定をされた時間内で全ての議事を終わらせることを目指すべきだと思います。そのことについては、異論はございません。

ただ、審議事項が時間切れで審議ができなくなるということもあっては困りますし、これは避けなければならないと思っております。ただ、緊急性のある問題とか、直前に発生した問題なんかにつきましては、私どももできるだけ前広にご相談をさせていただきながら、話を進めていきたいと思っておりますけれども、どうしても難しい場合もございますので、そのときには審議事項になると、傍聴の皆さん、それからメディアの皆さんも退出をされますので、その部分については、できるだけ多くの皆さんに我々の議論も聞いていただきたいし、聞いていただく必要がある事項もございますので、議事の進め方については、特段部会長のほうでご配慮をいただいて進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

【野川部会長】 緊急的な場合が生じ得ることはもちろん了解しておりますので、私のこれまで繰り返してきた発言の中身と、今の松浦委員のご発言も特に矛盾がないものと思っております。

先ほどちょっと私は言い忘れましたが、もう一つ、この船員部会での取り扱う事柄というのは、担当している事務局の責任が取れる事柄ということにも関わっております。そういたしますと、いろいろなご発言の中で、これが船員政策課あるいは担当部局の管轄から外れてしまう場合には、承ったことは担当課にお伝えいたしますということ以外には事務局としてお答えができないということが出てくるわけです。

私はそういうことが多くなることは好ましくないと思っております。したがって、やはりこの場でその点については、事務局としてはこのように対応しておりますとか、このような考えでございますというふうに責任を持って言えるような内容が優先されるべきであって、そういうようなことが全部尽きた後にご発言された内容で、この船員部会の趣

旨から遠く離れていないものについては、ぜひご発言をいただくということでございます。

また、そうでなくても船員政策から必ずしも近くはないけれども、この場でどうしても言わなきゃいけないことがあるという場合は、これは私の判断で、それでも今回確かにいろいろな諸情勢から見てご発言いただくことが適切であるといった場合にはご発言をいただくと、こういうことでございます。

まとめて言いますと、3つぐらい段階があるわけですね。1つは明らかにこの船員政策、船員部会の管轄事項であって、船員政策課としてもきちっと責任を持って対応ができる事柄。もう一つは、船員政策課として対応できず、この船員部会の直接の管轄事項ではないけれども、でも、関連する事項でご発言をいただく、その場合にはしかし、担当部局にお伝えするというでしかあり得ない。もう一つは、それにもちょっと必ずしもそぐわないのではないかとご発言についても、私は常に100%拒否するということは言っておりません。それでも、いろいろな情勢から必要であると思った場合には、私の判断でご発言いただくことがあると、こういう整理でございます。よろしく願いいたします。

【松浦臨時委員】 部会長、よろしいですか。

【野川部会長】 どうぞ。

【松浦臨時委員】 ありがとうございます。先ほど部会長がおっしゃったことはよく理解しております。責任が持てない部分についてもというお話もありましたけれども、先ほど私もお話をさせていただいたように、この船員部会でしか船員の立場として海事局の皆さんとお話しさせていただく機会というのはなかなかない、ここしかありませんので、その部分については、船員に関する、関係する事項で、事項以外を話すつもりはございませんし、その部分でしか話をするつもりもありませんので、その辺は、部会長がおっしゃったことと何ら変わりはないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 よろしく願いいたします。内藤委員、手を挙げておられますか。

【内藤臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 どうぞ。

【内藤臨時委員】 話題は変わってしまうのですが、私ども今やはり内航船、このコロナの緊急事態宣言が各都市で出され、若干、実際に内航船で発生しているという話も聞いております。

それに当たって、せんだって内航総連のほうに八木課長からご事情等、厚生労働省の考え方、それから、国交省の考え方ということで詳細にご説明いただきました。御礼申し上げ

げます。

やはりこれからもまだまだこのコロナに関しては続くと考えておりますので、これは船員を従業員として抱える私ども内航船主、内航総連の基本的にやはり守らなくてはならないことというふうに理解しております。

もし発生した場合にはご指示のほうは厚生労働省である保健所の指示を受けて対応という理解をしました。それとこれからワクチン接種が順次行われていく。その方法も八木課長のほうから教えていただきました。やはりこういった場合に、なかなか内航船員、現状予備員等が非常に薄くなっておりますので、ぜひこれは内航課にも共通して言えるんですが、用船者の協力、例えば派遣事業をお持ちじゃない用船者の方が船を稼働させるために、ワクチン接種の間、融通派遣を受けるとか、やはり私ども船を安全運航する義務をしょっておりますので、ぜひその辺のご配慮をいただきたいというふうに考えております。

それに併せてとにかくコロナを出さない、船内で出さないというのが一番大切なこととして考えますので、ぜひとも船員政策課、内航課と連携を取って安定安全輸送ができるような形で、行政指導もしくはご協力をいただきたいと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 よろしくお願ひします、事務局。

【高乗船員政策課課長補佐】 船員政策課、高乗でございます。既に内藤委員ご存じの内容もあるかと思ひますけれども、ワクチン接種について、少し順を追って説明をさせていただきます。

2月から、ご承知のとおり医療の従事者に対して接種が開始されています。ワクチンの供給が段階的に行われることから、まずはやはり重症者等の発生を国としてできる限り減らしていく必要があるということで、高齢者、それから基礎疾患をお持ちの方への接種が順次進んでいます。

高齢者については、4月に一部の市町村で始まりましたけれども、一般の方への接種については、これは船員も含めてですが、ワクチンが確保され次第迅速に行うということで、厚労省とも連絡を取り合っているところでございます。

厚労省からは、6月の末までに、高齢者の3,600万人分、すなわち7,200万回分のワクチンの配布が可能と聞いており、また、先般の報道では、菅総理のほうから、今年の9月までに国内の16歳以上の対象者全員に必要なワクチンの追加供給を受けるめどが立ったという見通しが示されました。

今後ワクチンの配布が本格化するのに伴い、各市町村におきましても、ワクチンの接種の作業が本格化してまいります。その時点で船員の方々が、先ほどおっしゃったような配乗のスケジュールの中で、円滑に接種を受けることができるように状況も把握しながら、そして、内航課とも連携をしながら、厚労省への働きかけも含めて対応していきたいと考えてございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。内藤委員、よろしいでしょうか。

【内藤臨時委員】 ありがとうございます。ぜひ私どもシップオーナーで従業員を抱えて、船員に安全に働いてもらう立場でございますので、運航管理の用船者もしくは荷主の協力というのがかなり必要になってくると思います。併せて内航課との連絡をよろしくお願いいたします。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、お願いします。

【瀬田雇用対策室長】 瀬田ですけども、1点補足させていただきます。

先ほど内藤委員から、ワクチン接種をする場合の融通派遣的なお話があったと思いますが、先般、私どものほうから周知させていただきましたように、コロナを理由とするそういった場合は、在籍出向として地方運輸局に確認していただいて、在籍出向として取り扱うという手法が取れますので、そういった方法をぜひ活用していただければと思います。補足させていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【内藤臨時委員】 ありがとうございます。了解いたしました。

【野川部会長】 ありがとうございます。実は先日、私のところに市役所から、コロナワクチン予約券というのが届きまして、大分早いほうですね。しかし、そのように既に各自治体とも急速にワクチン接種始まっておりますし、当然いろいろな業界にも広がっていると思いますので、速やかに、コロナ禍が収まることを願いつつ、それまでの間、特に船員政策の中で、この問題が深刻化しないように対応を私からもぜひお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、交通政策審議会海事分科会第135回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席賜りありがとうございました。

— 了 —